

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 相清福祉会
特別養護老人ホーム 梅光苑
梅光苑 診療所
山口市デイサービスセンター 梅光苑
梅光苑地域サポートセンター
グループホーム 希望の里
グループホーム 陶ヶ岳
山口市川東地域包括支援センター

基本理念

梅光苑は、大きな大きな家庭です。
地域をひとつの家と考え、地域みんなで家族の一員として、
共に助け合い、共に分かち合う地域福祉家族を目指します。

平成 27 年の大幅なマイナス改定以降、梅光苑の経営状況も悪化し残念ながら赤字決算を余儀なくされている。さらに今年度は水光熱費や食材などの諸物価の高騰や人件費の上昇により当法人もかつてない厳しい状況に陥っている。

今後の事業継続の為に、今後の人口減少社会をさらに意識した事業計画も求められている中で、社会福祉法人に 2 年後までの作成が義務付けられた BCP (事業継続計画) を考えるときに、平成 3 年に法制化された社会福祉連携推進法人の活用といった 1 法人のみで事業継続を考えるのではなく、個々の独自性を保ちながら多種多様な社会福祉事業を行っている複数の社会福祉法人たちと、社会福祉連携推進法人を統括本部として連携協力し、人、物、金を有効に活用しながらの事業継続の可能性も一考する必要も出てきた。

このような激しく変化する時代の荒波の中、あと 2 年で 50 年周年を迎えようとする梅光苑の未来を踏まえ、令和 5 年度事業計画を作成する。

◆長期目標◆

人材育成

(科学的根拠に基づいた新しい介護技術の確立・資格取得を支援しプロ集団の育成)

地域福祉の育成

(地域は大きな家族・地域との連携と貢献)

◆中期目標◆

- ・ 高齢者に留まらず多様な社会福祉事業への挑戦
- ・ BCP の作成 (事業継続計画の作成: 令和 5 年度中)
- ・ 新しい介護技術への取り組み (持ち上げない介護)
- ・ 摂食嚥下・口腔ケアの研究とツバメチームの育成取組
- ・ ロボット等介護労働軽減に向けての取り組み
- ・ 認知症への対応
- ・ 看取りへの挑戦
- ・ 地域貢献 (地域で頼りにされる法人に成長)
- ・ 他方面の福祉サービス事業の研究と実施

令和5年度重点目標

1. 安定経営の確立(赤字事業所の改善)
 - 稼働率向上
 - 介護報酬改定への対応(加算取得・LIFEの活用)
 - シフトの見直しと人員削減
2. BCPの作成(事業継続計画)
 - 感染症対策と災害対策の強化
 - 新型コロナウイルス等の感染対策の強化
 - 防災訓練・他機関や団体との連携。
 - 市とも連携した防災対応
3. グループ内共同による人材育成と組織力強化
 - 研修・グループ内法人間の職員交流
 - 管理職の育成及びフォロー
 - 経験年数や職種別の研修に実施
4. 職員確保と定着率向上に向けての取り組み
 - 外国人労働者の受け入れ(外国人技能実習制度等)
 - 教育機関との連携による新卒者確保
 - 託児所の有効活用(子育て支援)
 - 有給の計画的有効活用の取り組み
 - 資格取得のための支援(受講のために勤務シフトを調整・資格手当の支給)
5. 労働環境の改善のため介護ロボットやICTの活用
 - ① 認知症への取り組み
 - ② 地域福祉活動(梅ちゃん一座、かわばた邸等の活動育成)
 - ③ 地域資源の活用(より強い連携)
 - ④ 障害者支援、子育て支援など他方面の福祉サービス事業への参入
 - ⑤ 山口市社会福祉法人地域公益活動推進協議会への参加と
地域公益的事業の検討と実践
 - ⑥ 相川医院からの言語聴覚士の派遣により摂食嚥下機能の向上や
誤嚥性肺炎の回避により、最後まで口から食べることができる施設を目標に挑戦する。

特 養 部 門

1. 介護部門 思いやりのある介護

【指 針】

1. ご利用者一人一人への「尊厳」を大切に、生きがいを持って日々の生活をおくることのできる介護サービスを「誠実」に提供する。
2. ご利用者・ご家族の皆様と絶えず「笑顔」で接し、常に心と心とのつながりを考え、温かい「信頼関係」を築いていく。

（目 標）

ご利用者・ご家族のニーズに応じ、ご利用者主体のサービスを提供できる援助者として、専門的な知識と技術の習得とチームの一員としての役割を担えることを目指す。

（取 組）

- ① 思いやりの心で、適切な介護の提供
 - ・ ご利用者との明るい挨拶と声掛けを実践するとともに、ご利用者一人ひとりと寄り添う気持ちを持つ。
- ② 日々のケアの見直し
 - ・ 介護の原点に戻り、日々のケアを見直し、チームで情報を共有し、その方にあった介護の提供を行う。
- ③ 安全・安心な介護の提供
 - ・ コロナ・ノロウィルス・インフルエンザ等の感染予防、転倒・誤嚥など事故防止のため、知識・技術の習得・向上に取り組む。
 - ・ 福祉機器の導入と活用によりご利用者様・介護職員双方にとって安全安楽な介護を実践する
- ④ 個々のスキルアップを図る
 - ・ 内外への研修参加、資格取得を勧め、自己研鑽を推奨する。
(介護福祉士・介護支援専門員・認知症介護実践者研修・介護実習指導者研修等)
- ⑤ 外国人技能実習生の受け入れ
 - ・ 今年度より、特定技能 3 名、技能実習生 5 名になる。
それぞれスキルアップをすることで、サービスの向上に繋がり、新しい介護現場を作っていく。

2. 機能訓練

- 個別機能訓練を通して一人一人に関わり、個々の状態に応じた自立支援を目指しながらニーズに沿った訓練を実施していく

(目標)

生活場面で心身の機能低下の予防・維持を図るリハビリ活動を実施する。

(取組)

- ① ご利用者が安全・安楽に日常生活を営むのに必要な機能の維持・低下の予防が図れるよう、他職種と連携を図りながら個別機能訓練計画書を策定し、計画に基づきリハビリを実施する。
- ② リハビリ実施内容はリハビリ器具を使用して疼痛緩和や上下肢の関節可動域訓練、歩行訓練、廃用症候群を予防する活動を中心とする。その他、環境を整えたり個人の趣味・嗜好や季節に応じた関わりを考え、実践する。
- ③ 個別機能訓練計画はご利用者の現状を分析し、ごご利用者とご家族の意向や希望も参考にして立案、実施後の評価に繋がられるようにする。
また、コロナ禍において面会がかなわない中、計画書には現状を織り交ぜながら文章を作成し3ヶ月ごとに報告を合わせて行う。
ご家族からの問い合わせ等について内容を精査し、早急な対応が求められる場合には生活相談員を通じて速やかに回答をする。
- ④ ご利用者の心身状況について、日々データの確認と情報収集を行い、記録して次の個別機能訓練計画に活かし、適宜リハビリの見直し調整を行う。

【口腔ケア】

目標:口腔ケアを通し、ご利用者様が豊かで健康的な生活が送れるように支援を行う。

1. 誤嚥性肺炎の予防

口腔機能の維持・向上のため、口腔ケアの充実を図り、さらなる清潔・肺炎予防に努める。

内田歯科医院との連携を強化し、ご利用者様の口腔内状況の把握に努める。

2. 多職種連携

看護職・介護職・管理栄養士・リハビリ職・言語聴覚士との連携をさらに強化し、ご利用者様の身体状況の情報収集・共有を深めていく。

個々のご利用者様に合わせた適切な口腔ケアを職員間で共有・統一するよう努める。

つばめ班が理事長指導のもと令和5年1月より始動開始となった。つばめ班のシ

システム確立とご利用者様にとって有益になるよう、多職種間でより念密な情報共有を行い、誤嚥性肺炎の予防に努める。

3 技術・知識の向上

口腔ケアならびに摂食・嚥下に関する知識・技術の研鑽のため、積極的に学会や研修会の参加に取り組む。(オンライン等を活用)

3. 栄養・給食部門

令和5年度 事業計画

新たな情報を取り入れ、各部署と連携して感染症対策のマニュアル作成する。
利用者一人ひとりの嗜好や機能に合った、安全で心豊かな食事の提供に努める。

①食事サービスの充実

- ・適時・適温給食の徹底及び実施する。
- ・旬の食材をとり入れ、季節感のある美味しい食事を提供する。
- ・五節句など四季折々の行事を盛り込んだ行事食を実施する。
- ・個人の嗜好・希望に応じ、個別に対応した食事が提供できるよう工夫する。
- ・咀嚼・嚥下機能の状態に対応した適切な形態の食事を提供する。
- ・食事の物性の安定化や提供量の見直しをし、より機能低下が重度な方にもおいしく食事が提供できるよう検討する。
- ・月に一回季節のケーキを取り入れ、見守りを重視する事で食事形態に関わらず、皆で同じものが食べられるよう援助する
- ・栄養状態に応じ、栄養ケア計画で提案された個別の食事を提供する。
- ・個別の食事がスムーズに提供できるきよう、検討・工夫する。

②療養食の実施

- ・医師の指示（食事箋）により病態に応じた療養食を提供する。
- ・病態に応じた献立を作成・調理し、提供する。

③栄養ケア・マネジメントの強化

- ・利用者の栄養状態・健康状態を維持・改善し、QOLの向上を目的とする。
- ・本人・家族の意向を第一に、多職種と連携を図りながら入所者全員の栄養ケア計画を策定し、本人又は家族への説明・同意を得て実施する。
- ・定期的にスクリーニング・アセスメントを行い、栄養状態に応じて見直しを行う。

④衛生管理等の徹底・感染対策

- ・給食委託業者と連携し、体調管理、マスクやエプロンの装着、消毒について再度徹底する。
- ・各部署と連携し、感染症発生時の食事提供、下膳、消毒の方法についてマニュアルを作成する。
- ・厨房内環境整備・調理機器等の管理・整備を実施し、異物混入・事故等を防止する。

⑤緊急時の食事の整備

- ・緊急・非常用の食事（食料・食器）140人×3日分を備蓄する。
- ・ローリングストックを一部取り入れ、更新毎に無駄なく現実的に使用できるものを随時整備する。

4. 生活相談業務

情報の共有化と「安心」「安全」への挑戦

1. 施設入所関係

ご利用者の重度・高齢化が進む中、介護現場では、人手不足・人材不足が深刻な問題になっており、ベッドの安定的な稼働を維持することが困難になっている。さらに、「新型コロナウイルス感染症」に対する感染リスクも増大し、収益面も含め施設運営に大きな影響を与えている。

このような状況下、当苑では、「新型コロナウイルス感染症」対策として、昨年12月、5回目の「新型コロナワクチン」接種をご利用者や直接介護に従事する職員に実施した。今年5月には、感染症法上の「5類感染症」に位置づけられるが、「ウイズコロナ」の時代に対応できるよう、継続して感染症対策に取り組んで行く。

また、「災害」や「感染症」が数多く発生する中、これら様々な状況に対応するとともに、被害を最小限にとどめて事業を継続していくため、事業継続計画(BCP)を策定、ご利用者の「安心」・「安全」の確保に取り組む。

インドネシアからの外国人技能実習生について、第一期生が二月末をもって技能実習期間(三年間)を終え帰国した。入れ替わる形で、新たに5名の外国人技能実習生が、介護の現場で働き始めた。このことで、ご利用者のゆとりの生活につなげ、介護職員の負担軽減を図る。

2. 短期入所関係

苑内での新型コロナウイルス感染症の発生リスク回避のため、長期ご利用者の利用を積極的に行うとともに、特養入所の受け皿として、早期入所につなげる。

具体的には、電話やメール・リモートを活用し、周辺の市からもご利用者の受け入れを目指し稼働率のアップを図る。

3. 相川グループ内の連携強化

グループ利用希望者への適切な対応・援助を行うため、相川医院・あいあい山口・あいおい苑等のグループ内の施設との「情報の共有」・「連携強化」を図る。

4. 生活相談員の資質向上

リモートを活用した研修会、資格取得などを通してスキルアップを図る。

5. 看取りへの対応の充実

人生の終末期において、ご利用者・ご家族の意思を尊重した医療・ケアの支援のため、看護師・介護職・相談員・栄養士等が中心となって、その人らしい最期が迎えらるよう苑全体で支援する。

◎ 防災訓練計画

5月	消火避難誘導訓練 消防署員又は山口防災による防火に関する講義夜間を想定した避難誘導訓練
7月	豪雨・土砂災害避難誘導訓練 防火管理者による説明及び防災講義／夜間・昼間を想定した避難誘導訓練
9月	消防用設備等点検(総合機能点検) 「山口防災株式会社」による夜間を想定した避難誘導訓練
11月	消火避難誘導訓練 消防署員又は山口防災による防火に関する講義
3月	消防用設備等点検(外観点検及び機能点検) 「山口防災株式会社」による点検

【自衛消防組織】

管理者権限者:理事長 相川 文仁	} 万一の事態に指揮対処する。
自衛消防隊長:苑長 内田 芳明	
防火管理者:副苑長 村岡 博史	

※ 防災連携として県立山口南総合支援学校や地域と連携を取り、豪雨・地震災害に対して共同で避難訓練を実施する。

5. 診療部門

目標

1. 利用者の体調、健康管理ができる
2. 他職種が協働し、より良いケアの提供ができる

計画

1. について

- ① 症状から疾患を予測できるよう知識を身につける
- ② 部署内で利用者の状態について共通認識を持ち、統一した看護を提供する
→ 部署内で定期的にカンファレンスを行う

2. について

- ①介護職や栄養士、歯科衛生士などとその都度、情報を共有する
- ②共有した情報を基に、摂食・嚥下から排泄まで、その人に適したケアを提供する

在 宅 部 門

梅光苑地域サポートセンター

● 居宅介護支援事業～尊厳を守りその人らしさを支える～

(目 標)

- ・ 住み慣れた地域でその人らしく、安心して長く生活することができるような支援を行うことができるように信頼関係を構築し、適切なアセスメントを行う。
- ・ 地域や各関係機関との連携を図り、地域包括ケアの一員としての役割を果たし、援助計画の作成を行う。
- ・ 職員の働きやすい環境づくりと感染予防の徹底を図ることで、職務遂行に支障をきたさないための働き方の徹底。

(実施計画と具体策)

1) ケアマネジメントの充実

- ① 介護保険の三つの基本理念である「ご利用者本位」「ご利用者の選択の尊重」及び、自立支援」を基本とする。
- ② その人の人生の歴史・現在の生活状況等、その人らしさ、個人の能力を引き出すアセスメントを行う。
- ③ 公正中立な立場で自立支援に向けた居宅サービス計画を作成する。
- ④ 地域資源等、インフォーマルサービスを把握しサービス計画を作成する。
- ⑤ 医療機関との連携を図り、健康状態の維持増進を図る。
- ⑥ サービス事業所や関係機関との連絡調整等を行う。
- ⑦ ケース記録の整理(書類の作成)
- ⑧ 情報管理の徹底を図る。

2) 介護支援専門員の資質の向上を図る

- ① 居宅部会への参加
- ② 各自の年間目標を立て、多種多様な事業所内外の研修に参加し連携を深め、マネジメントに生かす。
- ③ 事業所内会議の充実(ご利用者情報・事業所情報・困難ケースの共有・不満や苦情への迅速な対応・マニュアル等の見直し)

3) 地域包括ケアシステムの一員としての役割

国が進める政策の柱である地域包括システムの一部として高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続ける事ができるように地域の特性を知り、インフォーマルな支援等を行う事ができるように地域との関係作りを行う。

4) 適切な業務遂行を行い事業所運営の安定を図る。

- ① 特定事業所加算(Ⅱ)算定の継続のための年間計画策定
- ② 請求できる加算算定(初回・入退院時・ターミナル・他新設加算の策定)
- ③ ICT活用により事業所ニーズに答えることができる体制の徹底
(タブレット活用による業務の効率化)
- ④ 令和6年度に向けたBCP策定

5) 働きやすい職場環境と感染予防の徹底

① 働きやすい職場環境

- ・ 介護支援専門員は、日々、過酷な感情労働に携わる職種であることから、ストレスによるバーンアウトを引き起こさないように、心身の健康管理に十分配慮し、有給の有効活用や相談しやすい環境づくりを行い、笑顔の絶えない働きやすい職場作りを心掛けていく。
- ・ 処遇困難ケース等については1人で抱え込まず、事業所内で情報を共有し全員で対応していく。

② 感染予防の対策の徹底

- ・ 事業所の環境整備 触れるところ・使用機材の消毒／しゃべるときはマスク着用
- ・ スタッフ対応 出勤時・訪問前の検温・記録／訪問前のユニホームの除菌
スタンダードプリコーション徹底／WEB会議の活用
感染拡大時のリモートワークの実施
- ・ ご利用者対応 訪問前の状態確認
- ・ 多職種連携 情報共有(事業所・ご利用者・ご家族・地域・その他)

●訪問介護

目標:住み慣れたところでの暮らし方を尊重していく。

① 在宅福祉サービスの充実と、地域に密着したサービスの提供

- ・ 関係機関との連携を密にし、地域ニーズの把握に努め在宅福祉サービスの推進に努める。

② 訪問介護事業に関する研修等の充実を図る

- ・ケース検討会議の毎月の開催を行い、各ケースに見あった支援内容の検討を行う。
- ・研修への参加を積極的におこない、職員の専門性および実践力の向上を図る。

③ サービス提供と向上

- ・利用者のニーズに沿った訪問介護計画を作成し、計画に沿ったサービスの提供を行う。
- ・職員間の共通認識を図り、質の高いサービス提供に努める。
- ・リスクの分析や評価を行い、事故防止等に努める。
- ・法令遵守のため自己点検を実施する。

④ 基本的な感染予防を徹底する

- ・スタンダードプリコーションを取り入れた感染対策を行う。

● 通所介護（山口市デイサービスセンター梅光苑）

充実した時間を過ごしていただく

（指 針）

- ・ご利用者の生活を知り、その人らしい毎日を送って頂く。
- ・利用にあたり自身の目標や目的を明確にしていき、その達成のために職員と一丸に なっていけるデイサービスを目指す。

（計 画）

① 自立支援

- ・ご利用者の人権を尊重し、ご利用者本位の立場から自己選択・自己決定をして自立に向けたサービスの提供を心がける。
- ・一人一人の出来る力を引き出すことで、その人らしい生きがいを持った在宅生活を送れるように支援する。
- ・月ごとの体操内容を決めご利用者に指導していく事でご利用者の身体機能を維持する。
- ・生活リハビリを復活しご利用者様に役割を持って頂き自立支援に繋げる。

② 職員の質の向上

- ・アセスメント力をつけ一方向からではなく、多方向からの視点を持ち、ご利用者様及びご利用者様のご家族の想いを理解出来るようにする。

- ・ 自立支援をめざしたサービスの提供をするために、多職種と連携をする力を身につける。
- ・ 内部研修・外部研修に参加する。

③ 感染対策

- ・ ご利用者の体調を確認し異常がある場合は、家族・ケアマネに連絡を取り対応を検討する。
- ・ 利用時には、マスクの着用を推奨する。
- ・ 手洗い・手指消毒を徹底する。

④ BCP 策定

- ・ BCP について各職員熟知し共有していく。
- ・

● 地域連携室 「輪・話・和」で地域の元気づくりを応援

(活動指針)

- ・ 『梅光苑』の基本理念「地域福祉家族」を目指し、地域とのつながりをさらに深める。
- ・ 『梅の里かわばた邸』を拠点とした地域交流活動、介護予防事業等を地域の要望に応え実施する。

(目 標)

- ① 『梅の里かわばた邸』における介護予防・認知症予防関連事業の継続
- ② 第4次鑄銭司地区福祉活動計画に沿った事業への参加・協力
- ③ 地域貢献事業継続のための体制づくり

(取 組)

1. 『梅の里かわばた邸』の開設

地域交流拠点として気軽に寄ることのできる場となる。

地域課題への取り組み拠点や様々な相談に対応する窓口となる。

コロナ感染症対策をとりつつ地域住民の求める活動の場をつくる。

2. 介護予防・健康づくり事業の展開

地域と連携しながら地域住民の健康づくり、介護予防の拠点として活動を継続する。

3. 第4次鑄銭司地区福祉活動計画に沿った事業への参加・協力

認知症サポーター養成講座・認知症声かけ模擬訓練・長寿健康講座などを通じて認知症を支える地域づくり事業、その他の介護予防事業への参加・協力を継続する。

4. 梅の里かわばた邸・梅光苑の立地する自治会との交流を図る

岡地区・南地区での行事に地域の一員として参加し交流する。

岡地区においては、技能実習生も地区行事に参加する。

5. 地域貢献事業継続のための協力者を増やす

『梅の里かわばた邸』を通して、より多くの方に梅光苑を知って頂き、ボランティアによる支援等も含めて様々な活動を継続するための体制づくりを行う。

グループホーム

●グループホーム希望の里●

(キャッチフレーズ)

**生活リハビリ(家事援助など)を通して役割の充実を図り、
生き甲斐を持って楽しく過ごしていく。**

いつも笑い声が絶えない、温かい家庭的な雰囲気の中で「和(和む環境)と輪(一体感)」を大事にして居心地良く、役割を持つ事で生き甲斐に繋げ、また体操や散歩等の機能訓練を行いながら充実した生活を送れる様にお手伝いをします。地域の方をお招きし、地域交流を図り、地域拠点の場としても交流を行っていきます。

(目標)

- ① 安心して過ごす事が出来、いつも明るく笑い声が絶えない生活を送る様にする。
- ② ご利用者一人一人の残存能力を活かし、役割を持つ事で生き甲斐を感じてもらえるサービスを提供する。
- ③ 認知症対応型通所介護(共用型)を通して、地域共存が図れる様にしていく。
1日(最高)3名の利用に繋げ、施設待機者の確保をしていく。
- ④ グループホームとしての役割を常に考え、ご利用者の方が安心・安全に過ごして頂けるように、共に生き生きとして、心の拠り所になる様にする。
- ⑤ With コロナを見据えた対応にて、家族とご利用者との接点が深められる様に面会の制限緩和もしくは撤廃をしていく。また、家族交流会が出来る様にして行く。

(取組)

- ① ご利用者一人一人を大事に想い、尊重し合いながらその人らしく生活を送れる様にする。

- ② ご利用者一人一人の ADL を把握し、その方の能力に適した生活リハビリ(洗濯物干しや畳み、食事の盛り付け作業や食器洗い等の後片付け、テーブル拭き等)を行う事で、やり甲斐や役割を持ち、充実した生活にしていく。
- ③ 共用型認知症対応型通所介護を行い、地域住民との交流を図り、つながりを大切にする。(鑄銭司地区の方を優先に、最大3名利用に繋げる様にして、在宅生活が難しくなった際の受け皿としての機能も図れる様にして行く)
- ④ 全職員が認知症について共通理解が深められる様に毎月のミーティング時に勉強会を行う。
- ⑤ 常時、家族との繋がりを持つ為に毎月発行している家族便りの内容充実を図り、日々の様子を細かく記載していく。家族交流会を半年もしくは1年に1回は開催出来るようにして、家族同士の触れ合いにも繋げていく。

●グループホーム陶ヶ岳●

ゆったりとした時間の流れの中で、温かい家庭的な雰囲気大切に、ひとりひとりが居心地がよいと感じられる空間にします。ご家族・地域とのつながりを大切に、笑顔のあるいきいきとした生活が送れるようお手伝いします。

(目標)

ご利用者ひとりひとりにあったサービスを提供し、安心して生活ができることを目指す。

(取組)

1. ご利用者ひとりひとりを尊重し、日々の介護を行う。
2. 介護事故の防止に向けて、話し合い・勉強会を行う。
3. ご利用者・ご家族に安心してもらえるように、環境を整える。
4. 勉強会を行い、共通理解・目標を持ち、職員の質の向上を図る。
5. 認知症についての勉強会を行い、理解を深める。
6. 接遇について考え、介護の質の向上を図る。

山口市川東地域包括支援センター

『地域を知る』

山口市川東地域包括支援センター(以下、センター)では、常に公正中立な立場で地域住民の保健医療の向上及び地域福祉の増進を総合的・包括的に支援する活動を続けてきた。

10年以上の活動により、地域においてセンターの役割は浸透しつつある。

従来より訪問中心型の支援を行ってきた流れがあり、コロナ禍であっても感染予防対策を最大限とった上で、引き続き訪問活動を継続、地域住民や関係機関とのつながりを維持していく。

山口市基幹型地域包括支援センターの運営方針に沿った活動を継続し、地域における高齢者福祉の拠点となることを目指す。

(活動方針)

1. 総合相談支援業務

- ・ 地域に住む高齢者等に関する様々な相談に応じ、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげるとともに、専門的・継続的な支援のために必要となる、ネットワークの構築や地域の高齢者の実態把握を行う。
- ・ 年齢や属性を問わず相談対応を行うやまぐち「まちの福祉相談室」とも協力して世帯全体の抱える課題の解決に向けて連携を図る。
- ・ 「公益的な機関」として公正中立な相談業務にあたる。
- ・ ワンストップサービスに心掛ける。
- ・ 民協・福祉員会・サロン等に出席し、包括のPR及び地域の情報収集に努める。

2. 権利擁護業務

- ・ 高齢者の権利を守り、権利侵害を早期に発見するために、地域の関係機関及び山口市基幹型地域包括支援センターと緊密な連携ができるように努める。
- ・ 山口市成年後見センターの研修や法律支援相談会への参加、弁護士等派遣事業を活用して法律に関する知識を獲得し、実践に活かす。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・ 各地域の民協、福祉員会に参加し、包括の役割を説明していくとともに顔の見える関係を構築していく。
- ・ 事例検討会や情報交換会、居宅介護支援事業所への巡回訪問等を通じ、地域の介護支援専門員との相談体制を整え、各関係機関との連携を図る。
- ・ 居宅生活の限界点を高めるため、在宅医療・介護連携の推進を図る。また立ち位置を変えながら、継続的に支援する。

4. 介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務

- ・ 日頃から、適切なケアマネジメントの実施のために職員の資質の向上を図るとともに、地域の社会資源の十分な把握と活用、必要な資源開発に努める。

5. 在宅医療・介護連携推進事業

- ・ 山口・吉南地区地域ケア連絡会議が実施する、多職種が集まる研修会等に参加する。

6. 生活支援体制整備事業

- 生活支援コーディネーターを中心に、山口市基幹型地域包括支援センターや第一層の生活支援コーディネーターと連携を図り、地域の把握に努めるために地区社協、民協、サロン等に出向き、顔の見える関係づくりに努める。

7. 認知症総合支援事業

- 山口市基幹型地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と連携し、認知症の相談業務、認知症カフェへの運営・活動支援、認知症家族会、若年性認知症家族会の運営支援を行う。
- 認知症カフェ未設置である名田島、秋穂二島、秋穂において、設置できるように働きかける。
- 地域支援担当職員を中心に、介護保険等利用していない認知症高齢者の現状把握及び早期対応を行う。これまで認知症サポーター養成講座を開催していない団体や地域を対象に講座を開催する。

8. 地域ケア会議推進事業

- リハビリ専門職を含む多職種からの助言を受け、「参加」、「活動」が深められるような会議（自立支援型地域ケア会議）に参加し、会議後、関係機関に結びつけたり、地域の新たな社会資源の開発を行う。
- 個別ケースについて地域の支援者を含めた多職種が多角的な視点から検討を行うことにより、個別課題の解決を図る。（個別地域ケア会議）
- 川東地域において、地域課題の把握や解決に向けた検討及び支援体制の構築、ネットワークの構築を図る（地域別地域ケア会議）

9. 一般介護予防事業

- 介護予防出張講座に取り組み、介護予防の必要性について積極的に普及啓発を行う。
- 生活支援コーディネーターを中心に100歳体操等を地域に広げたり、継続的に支援をしていく。
- 住民一人一人が介護予防の意識を高められるような工夫をし、住民自身が日頃から介護予防の取り組みができるように支援していく。

10. 災害時要配慮者（高齢者）への支援

- 緊急時避難支援アセスメント票を作成・更新を行い、川東独自のマップに落とし込み、災害発生時には活用できるように日頃からセンター内で情報を共有していく。

11. その他

- ・ 2ヶ月に1回職員が交代で講師となり、内部研修を行ったり、外部研修（オンラインも含む）にも積極的に参加し、業務への理解を深め、資質の向上を目指す。
- ・ 1週間に1回のミーティング、2週間に1回の事例検討会を継続をしていく。
またミーティング時を利用して、リスクマネジメント（ヒヤリハット等）及び職員一人一人が最新の情報（社会資源）を全職員で共有する時間を持つ。
- ・ 職員1人1人がケースを抱え込まないよう、ケースの初期段階において、複数名（管理者、地区担当を含む）におけるケースの情報共有、支援のおおよその見立てを検討し、必要に応じては2名体制で活動できる体制を整える。

託児所部門

1. 家庭的な雰囲気の中で、心身共に健康な子供を育てる。
 - ・ けが防止や衛生面に気をつけ、異年齢児と一緒に遊べる環境をつくる。
 - ・ 便器での排泄に少しずつ慣れさせるようにし、自分でやってみようとする気持ちを育てる。
 - ・ 相川医院による子供たちの健康診断を5月と11月の年2回行う。

主な苑内各種委員会及び会議

1. 主任者会議
 - ・ 行事を中心とした法人全体での運営全体での調整確認会議
 - ・ 早急な各部門からの協議事項の提案及び採決
2. 施設ケア会議
 - ・ 入所者全員の個別処遇計画を立案
 - ・ 認知症高齢者の対応検討
 - ・ 入所者のみに限らずご家族への対応を検討
 - ・ ショートスティご利用者の処遇の研究
 - ・ 各サービス向上のために、ソフト・ハード両面からの研究
 - ・ 栄養マネジメント加算取得
 - ・ 個々の栄養マネジメントの作成と評価
 - ・ 摂食嚥下改善
3. 在宅ケア会議
 - ・ 在宅各部門間の調整及び連携強化
 - ・ ご利用者個別処遇計画を立案し、各ケアプランの作成

- ・ 各サービスの評価
4. 身体拘束廃止委・事故防止委員会
 - ・ 身体拘束廃止及び拘束時の承諾書等マニュアルの作成
 - ・ やむなく身体拘束する場合の手法と早期解除への研究
 - ・ 介護事故の分析と対策
 - ・ リスクマネジャーの育成
 5. 給食委員会
 - 【行事食充実のための協議】
 - ・ ご利用者の意見・思いを反映した食事提供のための協議
 - ・ 安全な食事提供のための協議
 - ・ 給食業務改善のための提案・協議
 6. 栄養マネジメント委員会
 - ・ 個々の栄養状態の評価・検討
 - ・ 経口維持・経口移行計画の対象者の検討・確認
 - ・ 栄養ケア計画及び、経口維持・経口移行計画の手順についての検討
 7. 施設管理委員会
 - ・ 防災、清掃美化や施設管理全般を年間を通じて計画的に行う
 8. ケア改善委員会(サークル活動・排泄・入浴・食事等)
 - ・ 日常生活上の喜びの創造と提供(レクリエーション等)
 - ・ 日常生活全般のケアを見直し改善
 - ・ ポジショニング
 - ・ 茶話会
 9. 研修委員会
 - ・ 年間研修計画の作成と実行
 - ・ 職員のやる気を引き出す研修
 10. 広報委員会(梅の里だよりの作成)
 11. 看取り重度化委員会
 - ・ 看取り加算の取得
 - ・ 医療機関・訪問看護ステーションとの連携
 - ・ 終の棲家としての役割
 12. 感染予防対策委員会(偶数月及び必要に応じ開催)
 - ・ 感染予防全般

(新型コロナウイルス・食中毒・インフルエンザ等の施設内感染の予防)

13. 防災委員会

- ・ 防災マニュアルの見直しと作成
- ・ 各種協力機関との調整(避難先として県消防学校等と協定)
- ・ 行政との交渉(梅ノ木川の土砂の撤去・砂防ダムの新設交渉等)

14. 外国人材担当委員会

- ・ 外国人技能実習・特定技能等の外国人材の受け入れの交渉と体制整備

15. BCP 作成検討委員会

- ・ 令和3年の改定で、社会福祉法人が災害や新型コロナウイルス等の感染症の危機に陥った時の事業継続計画の作成が義務付けられた。このことにより3年以内に感染症も含めた防災計画を作成し、研修、訓練(シミュレーション)を定期的に行わなければならない。
- ・ 今後2年以内にBPCを策定しなければならない。

16. コンプライアンス委員会

- ・ パワハラ、セクハラ、マタハラ、モラハラ等各種ハラスメントや虐待に関する研修を定期的に行い、職員間で理解を深めることにより、防止策を行う仕組みづくりを作る。

学生実習と職員研修・厚生部門

1. 学生・実習生及びボランティア等の受け入れ

近年は教育機関において福祉課の志望生が減少し、定員割れすら起こしている状況で有り、今後の福祉の担い手がない状況下にある。そのような中で、教育機関との連携は重要であり、今年度もYIC 防府看護福祉専門学校・中村女子高校やその他各種学校の学生生徒の施設実習、また県社協等が主催する認知症介護者実践者研修の受け入れも積極的に行っていく。

その他、県職員、市町村職員、教職員などの体験研修や新任研修などにも積極的に協力していく。また演芸ボランティアなど各種ボランティアや地域の方々にも広く施設を開放する。

2. 職員の研修

◎ 部外研修

山口県老人福祉施設協議会や山口県社会福祉協議会等の研修も活用し、年間研修計画を策定し、計画的に参加をさせる。特に近年はWEB研修が多く、経費や時間も削

減できるため、より多くの研修に職員を参加させ、サービスの向上に努める。

◎ 部内研修

毎月1回職員全体の勉強会継続的に行う。

◎ グループ内研修

グループ内の研修を企画し、社会福祉法人として新しい福祉に対応できるように、職員各自が自覚して新知識の習得と資質の向上を目指す。

3. 認知症介護専門員の養成指導

認知症介護専門員の養成及び指導のため、講師としての職員の派遣、研修への参加を積極的に行う。しかしながら認知症指導者研修修了者の年齢が高くなってきたことから、新たに指導者研修への派遣を検討。

4. 職員の福利厚生

- ・ 有給休暇の効果的利用と、直接処遇職員には勤務ローテーションによって、家庭生活の充実と心身のリフレッシュを図るよう指導。
- ・ 忘年会のように一堂に会しての職場内交流ができにくい状況にある中で、3密を避けながら職員同士が交流できる仕組みを作る。
- ・ 昨年に続き職員の結婚出産が多く生じる中、法人として子育て支援に取り組む。
- ・ 超高齢化社会に伴い、職員の家族の介護支援を積極的に行う。
- ・ 人材不足が深刻化する中、更なる定年延長を検討するとともに、定年後の職員再雇用制度を充実し、定年を過ぎても生き生きと働ける職場づくりを目指す。

5. 技能実習生等の受け入れ

- ・ 技能実習生等の教育システムの確立（指導マニュアル等の作成）
- ・ 技能実習生等の受け入れにより、現職員の視野を広げ人間的成長を図る。
- ・ 技能実習生等を受け入れることによって国際交流を図る。